

探究しずおか防災プロジェクト(仮) 2027年度 協賛申込書(□新規・□更新)

NO.

FAX・郵送でのお申し込みも可能です。

▼ 郵送でのお申し込みはこちら

▼ お電話でのお申し込みはこちら

▼ FAXでのお申し込みはこちら

FAX:054-251-1483

株式会社ビーエーシー 探究しずおか防災プロジェクト(仮)宛
〒420-0035
静岡県静岡市葵区七間町8-20 毎日江崎ビル7階

TEL:054-254-8855(代)

▼ メールでのお申し込みはこちら

shizuoka-bousai@pacweb.co.jp

法人・団体名 (支店名)				印
所在地	〒			
TEL		FAX		
E-mail		部署名		
ご担当者	(フリガナ:)			申込日 年 月 日
特記事項	・請求書の発行は支払日の前月末までにインボイス対応請求書データをメールで送信いたします。 (期日より早いお支払いをご希望の場合やメール送信先が担当者と異なる場合は、ご連絡ください。) ・書面での請求書をご希望の場合は、別途ご連絡ください。			

協賛プラン内容

〆切: 2026年12月29日

プラン	プラン内容	単価(税抜)	選択
A プラン	○【利 用】防災プロジェクト:公式バナー利用 ○【掲 載】防災ガイド:ロゴ掲載 ○【掲 載】防災サイトから貴社HPへのリンク ○【掲 載】防災アニメーション社名:掲載	150,000円 (税別)/年	☒
B プラン	Aプラン + ○【掲 載】防災サイト:トップバナー ○【掲 載】防災ガイド:中面 A4 1/4広告	300,000円 (税別)/年	☒
C プラン	Aプラン + ○【掲 載】防災ガイド:中面 A4 1/2広告 ○【上映権】防災アニメーション 上映権 ※使用規約あり	500,000円 (税別)/年	☒
D プラン	Aプラン + ○【上映権】防災アニメーション 上映権 ※使用規約あり ○【掲 載】防災ガイド:中面 A4全面広告	1,000,000円 (税別)/年	☒
E プラン	Cプラン + 【掲 載】防災ボックス: 〈裏A面・背表紙上〉A4 1/2サイズ	1,000,000円 (税別)/年	☒
F プラン	Cプラン + 【掲 載】防災ボックス: 〈裏B面・背表紙下〉A4 1/2サイズ	1,000,000円 (税別)/年	☒
G プラン	Cプラン + 【掲載】防災ガイド:表3 A4全面広告	1,000,000円 (税別)/年	☒

協賛金額	価格 —(税別)	消費税 (10%) —	総額 (税込) —
------	-------------	-------------------	-----------------

契約期間	2027年 4月 1日 から 2028年 3月末まで	支払日	2027年 4月末締め・2027年 5月末払い
ロゴ提出	☐ 可 (記者会見・展示会・イベントでの使用) / ☐ 不可		

備考	
----	--

協賛契約約款

第1条（契約の成立）

協賛者（以下「甲」という。）が株式会社ピーエーシー（以下「乙」という。）に対して協賛申込書を提出し、乙が申込書を受領したとき、本約款記載の内容で、甲乙間の協賛契約（以下「本契約」という。）が成立したものとする。

第2条（目的）

本契約は、甲を乙が制作する『探究！しずおか防災プロジェクト(仮)』（以下「本件防災企画」という。）の協賛企業とすることによって、本件防災企画の価値向上の実現と、本件防災企画を通じた甲のブランドイメージの向上及び信頼性を高めることを目的とする。

第3条（協賛プラン）

甲は、協賛プランのうちいずれかを選択しなければならない。なお、甲は、契約期間中に協賛金の差額を支払うことにより、協賛プランを変更することができる。

第4条（協賛者の権利）

乙は、甲に対して、甲が選択した協賛プランに応じて、甲の商標等を所定の箇所に掲載する許諾を甲から得る。なお、掲載する甲の商標等の内容は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

第5条（契約金額）

甲は、乙に対して、甲が選択した協賛プランに応じた契約金額を支払う。協賛プランごとの契約金額は申込書に定めたとおりとする。

第6条（中止時における協賛金の扱い）

本件防災ガイドの発行が中止となった場合、乙は甲に対して協賛金を返還する。

第7条（契約期間）

本契約の有効期間は、申込書記載のとおりとする。

第8条（不可抗力）

甲及び乙は、天災、地変、火災、ストライキ、戦争、内乱、疫病、感染症の流行その他の不可抗力による本契約の全部又は部の不履行につき、その責任を負わない。ただし、当該不可抗力が発生した場合は、当事者は速やかにその旨を相手方に通知するものとする。

第9条（解除）

甲又は乙は、相手方が本契約のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めて催告をしたにもかかわらず、相当期間内に、違反が是正されないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。なお、当該解除は、相手方に対する損害賠償の請求を妨げない。

第10条（協議解決）

本契約に定めのない事項が生じた場合及び本契約の内容の解釈に疑義又は相違が生じた場合、甲及び乙は、本契約の趣旨に従い、誠実協議の上、解決を図る。

第11条（反社会的勢力との取引排除）

甲乙は以下の各号の事項を確約し、これに違反した場合には、その相手方は書面で通知を行うことにより何らの催告を要せずして本申込書を取り消し、または本契約を解除することができる。かかる解除の場合、解除された一方の当事者は、解除により生じる損害について一切の請求を行わない。

（１）自らまたはその役員が暴力団等の反社会的勢力またはその構成員でないこと。

（２）本契約が反社会的勢力の活動を助長し、または反社会的勢力の運営に資するものではないこと。

第12条（秘密保持義務）

甲及び乙は、知り得た情報を善良なる管理者の注意をもってその情報を管理・保持するものとする。

第13条（個人情報）

甲が本契約にて記入した個人情報は、当該手続きにのみ使用し、第三者に提供することはない。

以上